

松平定信と「鎖国」

岩 崎 奈 緒 子

【要約】 寛政期に老中首座松平定信が主導的に作成し、幕府がラクスマンに示した「国法書」は、ロシアの江戸回航を回避するために異国船の打ち払いを「国法」として提示し、松前での書簡の受け取りを拒否する一方で、対立を緩和するため、通信・通商には交渉の余地があることを伝え、長崎に来航するように促した。これらの主張はおおむねそれ以前の対外政策に準拠していたが、長崎をオランダ船・唐船以外の異国船の受け入れ窓口として外国に向けて提示した点で画期性があった。

文化露寇事件後、定信は寛政期以来の貿易容認の態度を翻し、ロシアの通商要求に応ずるべきではないと幕府に進言した。ロシアの襲撃を受けた際の幕吏の失態に向けられた批判に直面し、幕府の権威が損なわれ、幕府支配を揺るがすゆゆしき事態と見抜いたためであった。定信をして貿易容認論を放棄せしめた契機は、文化期以降の幕府の対外政策の方向性にも大きな影響を与えたと考えられる。

史料 九五巻三号 二〇二二年五月

はじめに

本稿は、寛政期と文化期とを対象として、松平定信の対ロシア政策に対する考え方のあり様とその変化をあとづけ、その歴史の意味を説明することを課題とする。

一九七〇年代以降の「鎖国制」再検討の潮流の中で、藤田寛氏は、近世の初頭、いわゆる「鎖国」は、幕藩制国家の外交体制として意識されたことはなかったとする朝尾直弘氏の指摘を踏まえ^①、では「鎖国」が祖法であるという幕末に見ら

れる観念は、どのような歴史的経過をたどって成立したのかという問題を設定し、寛政期以降の対外政策史研究を精力的に推し進めた^②。そして、寛政四年（一七九二）に來航したロシア使節ラクスマンへの対応をめぐる検討から、寛政期を「鎖国」祖法觀形成の初発の段階に位置づけ、また、文化二年（一八〇五）にロシアが長崎に派遣したレザノフへの対応と、翌三年から四年にかけて発生した文化露寇事件をめぐる経過とを検証し、文化期を「鎖国」の祖法化を決定づけた段階に位置づけた。

ロシアの南下とそれへの対応という流れの中で描かれた右のシエーマは、現在、広く受け入れられている。筆者は、「鎖国」観念の生成過程を解明しようとする問題関心を藤田氏と共有するものであるが、近世後期の日本において、いわゆるロシアの南下という事象は、単に隣国の拡大としてではなく、世界觀の轉換を伴う衝撃として受け止められたと考えられる^③。そこで本稿では、世界認識の轉換というダイナミズムの中に定信の思考を置き、冒頭に掲げた課題への接近を試みたい。これにより、老中首座の地位にある定信が主導した寛政期の対外政策の歴史的な位置が再検討されるであろうし、文化期の、とりわけ、文化露寇事件後に幕府が直面した課題について、新たな知見が得られるであろう。

① 朝尾直弘「鎖国」（日本の歴史一七、小学館、一九七五年）。

② 藤田覚『近世後期政治史と対外関係』（東京大学出版会、二〇〇五年）。以下、本書を参照・引用する際には、本文中に章を記すこととする。

③ 拙稿「十八世紀後期における北辺認識の展開」（藤井讓治・杉山正明・金田章裕編『大地の肖像』京都大学学術出版会、二〇〇七年）、同「加模西葛杜加風説考」の歴史的意義」（九州史学研究会編『境界からみた内と外』岩田書院、二〇〇八年）。

一 「国法書」再読

（一） 藤田説の問題点

藤田氏は、「鎖国」を、オランダ・中国・朝鮮・琉球以外との通信・通商を行わない体制と定義し、「鎖国」が寛政期に

ロシアからの使節ラクスマンに対して示した「国法書」において「国法」として創出されたとした(第一部第一章)。しかしこの説には、立論の段階において、次の二つの問題が存在することを指摘したい。

第一の問題点は、「国法」の内実についての検討が十分とはいえない点である。藤田氏は、井野辺茂雄氏の研究を参照しながら^①、「国法書」のなかでも「とくに重要なものは、(1)『兼て通信なき異国の船、日本の地に来る時は、或は召捕、又は海上にて打払ふこと、いにしへよりの国法にして、今も其掟にたかふことなし』、『亦国初より、通信なき国よりして漂流し来るは、船は打くたき、人は永くと、めてかへすことなし』、(2)『通信通商の事も定置たる外猥ゆるしかたき事なれとも』という箇所であろう」(第一部第一章)とする。氏は、「国法書」が示した「国法」を、異国船の打ち払いと、決まった国以外との通信・通商の拒絶という二つの要件と解するのだが、「国法書」の別の箇所には、「此地(松前のこと。以下、引用文中の括弧内は引用者注)より通信のゆるしかたきを以てなり」とあり、通信を法にのつとつて絶対に拒否するというのではなく、松前という場を理由に拒絶するという趣旨の記述が存在する。藤田氏による通信・通商に関する叙述には微妙なニュアンスの違いがあり、この個所を意識されているようではあるが、「国法」論との関わりについて、立ち入った検討は加えられていない。

第二の問題点は、「国法書」がロシアの要求への回答書として作成されたという基本的性格に十分な注意が向けられていない点である。幕府に届けられたラクスマンの書翰には、「らい三月(時分)ちぶんまで」に「江とより(御状)ごぢやうまいり申さずところらわ。わたくしのふね。すくに江とをもてゑ。のりこミ申候て三人の人。ぢきに。江とをんやくにんゑ。てわたしいたしたく。」と記され、松前藩の届けには「異国人通詞申候ハ、おろしやより申付候者、江戸表へ右三人之者直ニ可相渡旨被申付、殊ニ書状并ニ献上物等持参仕候由」とあった^②。三人とは、大黒屋幸太夫らラクスマンが連れてきた漂流民のことである。幕府は最初の一報で、ラクスマンが江戸に漂流民を送り届ける命をうけており、かつ、書翰と献上物を持参していると知ったのである。「蝦夷御備一件」の中に、定信が「只漂流人をおくるのミニて交易を望むにもあらず」と記

していること、^③定信以下の幕閣が、ラクスマンの書簡と松前藩からの報告を基に対応策を検討した事実とを踏まえれば、「国法書」の言う異国船打ち払いや通信・通商問題が、ロシアの要求や書翰等の問題とどのような対応関係にあるのかを問う必要がある。しかし、藤田氏はこの問題を正面から論じていない。^⑤

「国法書」をめぐる藤田氏の研究のこうした問題点を踏まえ、本章では、「国法書」が、漂流民の江戸での受け渡し要求と書簡等の持参に対応するために作成された文書であることに留意し、幕府が「国法書」を通じてロシアに何を伝えようとしたのかを解明していこう。

(二) 「国法書」の中の異国船打ち払いと通信・通商問題

「国法書」とは、ロシア使節との交渉のために、宣諭使として松前に派遣された村上大学義礼と石川将監忠房とが、老中から託され、ラクスマンに読み聞かせた申し渡しである。松平定信が主導して作成したもので、「異国人に被諭御国法書」という表題の文書として、「通航一覽」^⑥に収載されている。定信は「全躰かねて申渡書（「国法書」のこと）ハ（略）日本往古之國法異国へ対し候てハ如此二候と申義を申渡しニて候」（「魯西亜人取扱手留」）と記しており、「国法書」は日本の異国への対し方に関わる「国法」の存在と内容を伝えるための申し渡しとして作成されたことがわかる。^⑦つまり「国法書」は、法文ではなく、日本の「国法」を伝えるための外交文書であった。

この「国法書」とほぼ同文の文書が、ラクスマンの来航から出帆までの期間に幕閣の間で往復した文書を定信が書き留めた「魯西亜人取扱手留」^⑧（以下、「手留」と略記する。）の中にある。「御目付松前ニテヲロシア人へ申渡候之覚」（以下、「申渡覚」と略記する。）という表題のその文書は、幕閣の間で固まった対応方針を、尾張藩主徳川宗睦・水戸藩主徳川治保に諮った一月二〇日付けの書付に付されたものである。「申渡覚」と「国法書」との間には語句に若干の違いが認められるものの、内容にほとんど変化はない。この時期の政策は、幕閣での検討内容を尾張・水戸両徳川家に諮り決定するのが

通例であり、この流れにそえば、「国法書」の文案は「申渡覚」の段階でほぼ完成し、二人の閲覧後に若干の修正が加えられたと見られる。

この他「手留」には、一月九日付けの記事に「御目付兩人ヲロシア人へ達之大意」(以下、「大意」と略記する)がある。藤田氏が「草案」と称したように(第一部第二章)、「大意」は、「国法書」と同じく、異国船の打ち払い、国書の受け取り拒否、江戸回航の拒否、漂流民の受け渡しと寄港地長崎の提示という四部から成るが、文章表現はこなれておらず、まさに草案といつてよい。つまり、これら三つの文書を並べてみると、「大意」において「国法書」の方向性・骨子が確認され、「申渡覚」で表現がほぼ固まり、これに若干の手直しを加え「国法書」が完成したという流れが見てとれる。「手留」は、井野辺氏以来、対ロシア政策を検討する根本史料として用いられてきたが、以下では、「大意」から「申渡覚」を経て「国法書」の内容が確立する過程に注意を払いながら分析を進めよう。

まず確認しておきたいのは、江戸回航と国書等に対して、幕府は異なる論理で対応していたという点である。定信は、ラクスマンへの対応をめぐって提示された老中の「建義ハいつれも大同小異なり」とし、その内容を「国書もち来るともうけすこれハ国の称呼もわからず、通商の事もな、江戸へ至る事もかたくゆるすまじし、捧物もまたうけさるへし、享保之頃東埔塞の国王より捧物もうけ給ハす」(「手留」)と紹介している。江戸廻航には「国法」を、国書には儀礼上の問題を、献上物には先例を根拠として、いずれも拒絶しようとしていたことがわかる。

こうした論理の違いは、「国法書」ではどのように表現されているのだろうか。最初に、ロシア側の江戸での漂流民返還要求に対する文言を確認してみよう。「国法書」によれば、「我国法によりて其所望をゆるさ、れば、また送り来る人もわたさじといはむか、さらは強てうけとるへきにもあらず」とし、「国法」を枉げてまで、江戸で漂流民を受け取る意志のないことを伝えている。「我国法」とは、「国法書」の冒頭に据えられた「兼て通信なき異国の船日本の地に来る時は、或は召捕、又は海上にて打払ふ事、いにしへより国法にして、今も其掟にたかふ事なし」という宣言、すなわち、異国船

の打ち払いをさす。

異国船打ち払いに込められた意図は、江戸回航の拒否を論じる「大意」の次の素案から明らかである。

江戸表へ直ニ相こし候義、是亦決して不相成義ニ候、此義ハたとへ数百年通信通商之國といへとも外濤へ来り候へハ則嚴重之処置ニ及候事、前々申述候通ニ候、是亦永々之國法ニて候、左様之事候てハ是亦不穩義、其國へ対候ても氣之毒之至ニ付、決して江戸ハ猶更之事、外濤へハ来ルましき事、是亦よくく此趣を可存候事（「手留」）

「嚴重之処置」とは打ち払いの意である。この文面からは、日本沿岸すべてにおいて異国船は打ち払われるという主張に、江戸への回航を断固として拒絶する意図が込められていたことが知られよう。定信の解説するとおり、異国船の打ち払いの「國法」は、ロシアの江戸回航要求に対する回答であつた。^⑩

では、松前藩によりロシアが持参していると伝えられた書簡や献上物について、「國法書」はどう記述しているのだろうか。

ネムロでの事前交渉において、ラクスマンの持参した書簡が国書ではないことが判明し、宣諭使は「申渡覚」の国書をめぐる記述の変更を老中に提案してきた（「手留」）。しかし最終的に、幕府は「國法書」に「国書持来る事ありとも（略）国書往復はゆるしかたきなり」と記し、その理由に「其國の言語と文章も不通、貴賤の等差もわかち難ければ、おのづから其礼のたたしき所を備かた」く、「我國にては敬したることも、其國においては疎慢にあたらむもはかるへからされは」という儀礼上の問題をあげ、この件に関する叙述を「此地より通信のゆるしかたきを以てなり」と結んでいる。定信の解説の通り、「國法」への言及はなく、全体としては、儀礼上の理由から「此地」すなわち松前での通信は許しがたいという主旨と解するのが妥当である。これを「國法書」の末尾の記述、「通信通商の事定置たる外、猥にゆるしかたき事なれとも、猶も望むことあらは長崎にいたりて其所の沙汰にまかすへし」と合わせ読めば、法的制限の存在に触れつつも、松前でなく長崎でなら交渉の余地があることを示唆するものと読める。

一方、献上物について「国法書」が語るところはない。老中の意見は「献上物国書とも相通し不請取かた」で一致しており、宣諭使に「書をハ被辭、献上物斗御受納可有之様無之」(「手留」と指示していた。先例を念頭に置きつつ、「国法書」では、通信の拒否に献上物の受け取り拒否をも含意させていたものと考えられる。

ところで、「国法書」は、儀礼上の理由から松前での国書の受け取りを拒否し、交渉の場として長崎を示していたが、「大意」の原案には、「以之外之失敬有之候ては不宜義を以て先キかたを敬する之余り国書ハ不受事」とある。松前では許しがないという文章は見られず、交渉の場として長崎に触れる個所もない。「大意」では「国書等も国法ニよつて不受」とも表現しており、通信を断固拒否する姿勢が顕著である。ここには、右に見た国書の受け取り拒否という老中の一致した態度が反映しているであろう。ところが「国法書」では、「大意」での強硬な態度は影をひそめ、松前での通信は拒否しつつ、交渉の場として長崎の存在を示す内容へと変化していったのである。

一方、通商に関して、「大意」では、「通商とても容易ニ可聞屈義ニハ無之候へとも願度義ニ候ハ、長崎へ可来候」とあり、通商を制限する法の存在への言及はない。しかし「国法書」では、通信と併記され、「通信通商の事定置たる外狼にゆるしかたき事なれとも」と法的制限の存在を示唆するより強い内容へと変化している。通商の語は、「大意」では単独で五か所に現れるのに対し、「国法書」では、通信と併記され、しかも右の記述を含む二か所にしか出てこない。幕府は、通商を通信と明らかに区別し、通信は断固拒否、通商は容認という異なる考えであったにもかかわらず、「国法書」では、通商を通信と同列に並べ、通商の許容度をより低いものとして示したということになる。このように、通信・通商のそれぞれの記述には、「国法書」の内容が確定するまでの過程において、対照的な変化が存在していた。

まとめよう。幕府は「国法書」において、ロシアの江戸回航要求には異国船打ち払いの「国法」で応じ、ラクスマンが持参したと伝えられた書簡等については、儀礼上の問題を理由に松前での受け取りを拒否する一方で、法的制限の存在を示しながら長崎でなら交渉の余地があることを示唆した。加えて、ラクスマンの書簡や松前藩の届が通商問題に触れてい

なかつたにもかかわらず、幕府自らあえて通商に言及し、通信と同様、決まった以外にむやみに許されるものではないが長崎でなら交渉する用意があると伝えたのであった。

(三) 「礼と法」と「活路」

前節で見た通り、「国法書」では、異国船打ち払いが「国法」として示された。「国法書」には、「我國の法」や「国法」あるいは「掟」の語が全部で一〇か所存在する。国内統治のための法という以外に解釈の余地がない一か所を除いて、異国船打ち払いと解釈して矛盾するものはない。

ラクスマンの江戸回航要求が幕府の最大の関心事であったことは、老中が事前交渉のためネムロに派遣した御徒目付に出した指示からもうかがえる。すなわち、その指示とは、「(ロシア側が)直ニ江戸へ可乗入と□^(可カ)申様成ル時宜ニ及候ハ、何分ニもまつしはらく申なため、早々御目付之かたへ申遣し可受差図事、不法至極之至ニ候ハ、以計策おひき出し松前までつれ出、御目付へ達しめしとり候ともいたすへき事」(「手留」というものであった。定信は、「御備全く無之うち数百艘之蛮船もし江戸海へ入来り候ハ、当時在府ノ大名ニ仰すともいかで勝ん、御武器なんとも俄ハそろひかたし、この処ハ誠ニ必敗の道なり」(「手留」との懸念を示しており、海防が不十分な江戸へロシア船が回航する事態を何より恐れていた。異国船打ち払いの「国法」を幕府が何度も繰り返し、ことさらに強調したのは、ロシアの要求に応ずる余地は全くないこと、それがロシアに限った場当たりの対応ではないことを強調するためであったといえよう。

ところで「国法書」は、藤田氏の指摘するとおり、「今度来ルところハ彼も名を正しくして来りたり、こなたも礼と法をもて防かんほかハなし」(「手留」という方針に従い作成された(第一部第一章)。江戸回航の回避を目的とする異国船打ち払いの「国法」の主張が、「礼と法」の「法」にあたるという藤田氏の指摘は首肯できる。ここでは「法」の問題に加えて、藤田氏が考察の対象から外した「礼」にもまた、重要な意味が与えられていたことを指摘しておきたい。

「国法書」には、「爰に江戸官府の人来りて我國の法を告しらするは漂流の人を遙に送來る勞をねざらひ」とあって、ロシア使節に礼を尽くす姿勢を示すところに宣諭使派遣の目的があったことが知られる。ただ、宣諭使派遣の裏には、隠されたもう一つのねらいがあった。松前での漂流民受け渡しをめぐって、「申渡覚」は、「(日本側が推測するに)送來る所の人ハ、もとより江戸官府の人にわたすへしとの旨をうけしよしなれハ、こゝにてわたさんも其子細あるまし、されとわか国法によりて其望所をゆるさ、れハ、(使節が)また送り來る人をもわたすましきとならハ、(日本側は)強てうけとるへきにもあらず」としている。^⑧ここからは、宣諭使派遣には、使節がどう判断するかはともかく、「江どをんやくにんゑ。てわたし」を命ぜられた使節に対して、江戸へ行くことなく江戸の役人に漂流民を直接手渡す機会を与える目的があったことがわかる。このように、「礼と法」は、ロシアの江戸回航を回避する策として不可分のものとして機能していたのである。

「国法書」に盛り込まれたもう一つの重要な要素は「活路」である。「活路」については、井野辺・藤田両氏ともに言及してきたところだが、これまで看過されてきた通信と通商の位置づけの差異に注意しながら、この問題を考えていこう。前節で指摘した通り、通商のことが「国法書」に盛り込まれた理由は自明ではない。異国船の打ち払いも松前における通信の拒否も、ロシア来航の目的として公式に伝えられた情報に対応しているのに対して、通商は、ロシアからの公式の要求の中にそもそも存在していなかった。にもかかわらず、なぜ「国法書」は通商のことに言及したのであろうか。

結論を先取りすれば、「国法書」が通商の可能性に言及したのは、交渉の決裂を回避するためであった。「大意」には、通商への言及について「此処何事も不相成と斗申渡候てハいか、二付」とその理由を注記している。すなわち「江戸へ是非相こし度旨申候をいくへも不相成と斗申渡、国書も不請取、献上物も受納無之ときハ、彼レも失望候ハ、又いか様二か計策をいたし可申候」(「手留」)ことを懸念し、ロシア側の反発を少しでも和らげ、ロシアとの間に争端を開かないための策として挿入されたのであった。

しかしなぜ、通商問題への言及が対立の緩和策になり得るのであろうか。それは、日本側が、通商を、ロシアが江戸行きを実現するために踏むべきステップとして位置づけていたからである。定信は他の老中と相談の上、ロシアが江戸回航にこだわった場合を想定して、ロシアを非公式の場で次のように説得するよう、御徒目付に指示を出している。

江戸へ出候義望ミ候様子ニ候ハ、紅毛人も通商いたし候ニ付、是迄江戸へ出候事ニ候、其方の国ニても紅毛同様ニ通商始り候ハ、紅毛も同様之事ニて可有之哉杯存候、それにも長崎を不入來候てハとても通商の道をもひらけ不申事ニ候（「手留」）

これによれば、オランダ人の江戸行きは、通商関係があつて初めて成り立つものであつて、ロシアに対しては、通商が江戸行きを実現するための大前提として位置づけられている。通商とそのため長崎回航は、いずれ江戸行きを実現するための手段として示されたことが了解されよう。藤田氏は「国法書」の文面からは「ロシアとの貿易の不許可しか読みとれない」（第一部第二章）とするが、日本側は、いきなりの江戸回航は許されないが、段階を踏めば江戸行きも不可能ではないことを示すべく、ロシア側から求められたわけでもない通商のことに自ら言及したのであつた。^④

長崎回航を促すこの案を、定信は次のように「活路」という言葉で表現している。

日本之御備全備無之うちに、短慮ニ存切り候て生隙候ハ甚以落度たるへき事ニ付、しからハ長崎へ可相越と活路をひらき候へハ、此方之法を立敢て拒ミ候斗ニ無之段も顯然ニて候（「手留」）

この「活路」のアイデアは、尾張・水戸両藩主から「長崎口之活路を被開候義別て御感心被成候と之御申」を受けると高く評価された（「手留」）。また、「長崎へ相廻し候義不好事」と考えていた宣諭使にも「併此度ハ無異之御斗之義故右御差免も無摺儀ニ奉存候」と言わしめる説得力を持つていた（「手留」）。江戸回航を拒絶しつつ、通商の可能性を持ち出すことで、江戸行きの可能性を示す。だからこそ、通商の可能性をちらつかせてロシアを長崎へといざなう作戦は「活路」となり得たのである。

では通信はどうか。通信についても、「国法書」が、松前ではなく長崎でなら交渉の可能性があると示唆したことは、

すでにみた。ただ、前節で明らかになった通り、当初の素案「大意」では、老中の一致した意見を背景に、通信を断固拒否する姿勢が鮮明であったこと、また、前述したように、老中が交渉の場でオランダの事例を引き合いに出すよう指示していたことを考え合わせれば、幕府が応ずる覚悟を決めていたのは通商のみで、通信は拒絶するのが本音であったと考えるのが自然である。にもかかわらず、最終的に通信にも通商同様交渉の余地を残したのは、江戸での漂流民受け渡しと書簡の送達という二つの要件のうち、幕府にとつてより緊急度の低かった通信の問題に対して譲歩する姿勢を示そうとしたのであろう。これは、目前の対立を少しでも和らげ問題を先送りする方便に過ぎず、通商と比してより消極的な「活路」であったといえよう。

通信と通商のこうした位置づけの違いを踏まえれば、これらに対して「定置たる外猥にゆるしかたき事なれとも」という法的規制の存在を示唆する文言が付された理由も容易に理解できる。この文言は、ロシアの再来に際して、一方では、通信を拒否する正当な理由づけとして、他方では、通商の受け入れが特段の譲歩であることを強調する根拠として機能することが期待されていたと考えられる。藤田氏はこの件をもって、「鎖国」が「国法」として創出されたと論じたが、見てきたように、「国法書」は、通信・通商の拒否を「国法」として示したのではない。眼前の対立を緩和する方便として通信・通商に交渉の余地を残しつつ、ロシアの再来に備えて予防線を張る外交上の巧妙な駆け引きの産物であった。

(四) 「国法書」の背景

宣諭使を派遣し、異国船打ち払いの「国法」を説いて江戸行きをあきらめさせ、松前での書簡の受け取りを丁重に断る。これが、定信が「礼と法をもて防かんほかハなし」と述べたロシア使節への対応の内実である。¹⁶⁾ただ、つまるところ相手方の要求をすべて拒絶するというのが日本側の回答である以上、「礼と法」をもってしても交渉決裂という最悪の事態を避けられる保証はない。通信・通商の可能性とその窓口たる長崎が「活路」として提示された理由はここにあった。しか

も、「活路」にはロシアの再来に備えた仕掛けもあった。このように、「国法書」は幕府が熟慮を重ねて作成した外交文書であったといえるが、このような慎重さの源はどこにあるのだろうか。定信が「礼と法」に触れた文章は次のように続く。

このおろしいやといふハ、恙うるハ洲よりあしや洲へかけ、たるたりやなども皆わか属国として世界ニならひなき強大の国なり、こ
とに無名の軍ハなさすと已に蛮国之書にもあれはことに大切なる事なり、蝦夷御取メ之事御役已来より彈正殿と申合ひさまく取調
候へとも、(中略)この頃までその評義も出ず、今かゝる事によって俄にその論に及ふもつたなき道なれと、せんかたなし、明和のこ

ろか土佐国へ外国の船漂流せしか、クルリスなんといふ日本へちかき所へとりでを設けたれハ用心すへしといひたる事もあり蛮書を
礼し見
るにカンシカット之國のはしにクリルスといふ地ありて、近年ヲ (手留)
ロシーヤよりとりでを設たりといへハ、虚説ニハあらず侍る也

定信が、世界に比類ない強大国ロシアが日本近海で軍事化を進めつつあることを警戒していたことが見てとれる。定信
が有していたであろうロシアについての知識を、奥医師桂川甫周が定信の命で翻訳した「魯西亜志」から補足すれば、カ
ムチャツカ半島までを併呑した巨大国家ロシアは、貿易を振興し、得られた富を文化や教育、軍事に振り向けた文明国家
であり、とりわけ、皇帝の軍隊は三〇万人の兵隊を擁し、最新式の戦艦を着々と増強させた海軍強国であった^⑩。右の史料
の後半、土佐への外国船漂流の件は明和八年(一七七二)のベニヨフスキーの来航をさし、日本に近い地域の要塞化を進
める勢力の存在を伝えたベニヨフスキーの警告を、定信は事実と認定しロシアの仕業と断じている。つまり、「礼と法」
は、強大国ロシアに対して、礼節をわきまえ、法による支配が成立した文明国家として対峙するために選ばれた態度であ
り、「活路」は、ロシアを軍事的脅威として警戒すればこそその配慮であった。

ところで、一八世紀後半の千島列島周辺におけるロシアの動きを、私たちは一般に南下と称し、隣国の拡大ととらえる。
しかし、それは現代の世界地図を前提にした叙述であり、ロシア使節を初めて迎えた定信の緊張感は、私たちの想像をは
るかに越えるものだったと想像される。

ベニヨフスキーの警告を受けたとき、日本の中にロシアの存在を知る者はなかった。そのため、北辺にうごめく第三の

勢力の正体の解明が課題となり、江戸と長崎で、蘭学者たちは懸命にオランダから入手した地理書や地図を研究した。工藤平助が幕府に提出した「加模西葛杜加国風説考」(「赤蝦夷風説考」と誤称)はその集大成であり、第三の勢力がロシアであることを確定した書物であった。

工藤は、本書にユーラシア大陸とアフリカ大陸を描いた世界図を挟み込み、そこにロシアの輪郭を描いてみせた。ユーラシア大陸の北部、スカンジナビア半島の南方からカムチャツカ半島までを包み、千島列島はエトロフまでを飲み込んだ巨大国家。それが、日本で初めて描かれたロシアの形だった。夷狄の世界に、突如としてヨーロッパの巨大国家が出現したというだけではない。蝦夷地をはさんでその巨大国家と対峙することになっていたので、衝撃は大きかった。加えて、「加模西葛杜加国風説考」は、それ以前とは異なるまなざしを蝦夷地に向けさせる契機となった。蝦夷地の地政学的位置を、ロシアとの境界領域として確定したのである。¹⁷⁾ 蝦夷地の警備をロシアの軍事とからめて論じる定信の右の文章は、そのことを示している。

ここで、右の史料の後半部で定信が吐露した嘆きに耳を傾けてみよう。老中就任時以来本多弾正大弼忠籌とともに蝦夷地問題に心を砕いてきたが、周囲の反応は今ひとつで、ラクスマンが来航してはじめてこの問題を議論するのは愚かなやり方だが仕方ない。定信が老中着任時以降ロシア問題を重視してきたからこそその慨嘆であり、裏を返せば、ラクスマンの来航以前、ロシアの出現に危機感をもっていたのは、幕府中枢にあつてもごく一部に限られていたということになる。

大黒屋光太夫の聴取をもとに甫周が書き上げた「北槎聞略」¹⁸⁾には、驚嘆すべき該博な知識が詰め込まれている。定信は、はるか遠い存在だったはずの西洋世界が、いまや蝦夷地をはさんでそこに迫った事態を直視し、いざれ来たるべき日に備えて、甫周という天才から知識を得ていたに違いない。そればかりではない。定信は、本木良永に「世界四大洲新地図帳」を翻訳させ、石井常右衛門や森島中良ら優れた蘭学者を召し抱えるなど、積極的に海外情報の収集につとめた。定信が視界にとらえていたのは、近世の外交体制を作り上げた徳川家康や秀忠、家光が見たこともない世界であった。ヨ-

ロッパの巨大国家が突如隣国として出現した事態にいかに対応すべきなのか。「礼と法」そして「活路」による応接は、隣国ロシアと初めて接触するにあたって周到に考え抜かれた方針であったと考えられるのである。

① 藤田氏の説は、「国法書」の最も注目すべき論点を、①通信のない諸国の船が日本の沿岸に来たら、打ち払うか乗組員を捕縛するのが、国初以来の定めであること、②通信・通商はかねて定めてある諸国の外、猥りに許さないこと、③通信のある国の漂流船は、長崎からオランダ人を介し帰国させ、通信のない国の船は打ち沈め乗組員は帰国を許さないこと、④日本の漂流民は長崎以外に上陸を許さないこと、⑤の四点にまとめた井野辺茂雄氏の説のうち、①②③を継承するものである

(井野辺「維新前史の研究」(中文館書店、一九三五年)第五編第二章)。

② 「魯西亜人取扱手留」(松平定信旧蔵、天理図書館蔵)。本書はその筆跡から定信の自筆本と考えられる。研究史上使用されてきた東京大学史料編纂所蔵の写本は、悪筆の原本を読み解く上で欠かせない良質な写本である。

③ 「蝦夷御備一件」(松平定信旧蔵、天理図書館蔵)。この史料は、ラクスマン来航後に幕府で行われた蝦夷地防衛体制をめぐる議論を定信が書き留めたものである。本書も一部を除き、定信の自筆本である。従来使用されてきた史料編纂所の写本は、「魯西亜人取扱手留」同様、良質な写本である。

④ 前掲注②。

⑤ 井野辺氏は、前掲書で幕府への一報の内容に触れ、定信が「露国の真意が、名を漂流民の護送に托して、通商を求めるにある事を観破し」その対策を練ったとするが、論拠は示されず、レザノフ来航時の要求を週及させた感が強い。

⑥ 「通航一覧」(第七冊、卷二七四)。本稿では、国書刊行会刊行の

「通航一覧」を利用した。以下、「通航一覧」の引用に際しては、冊・巻のみを記す。また、「国法書」の引用については一々出典を記さないこととする。

⑦ 定信のこの記述に従えば、「通航一覧」の表題「異国人に被論御国法書」は、「異国人に御国法を論ざる書」と読むのが妥当である。ただ真論使はこの書付を「御国法書」と表現しており(魯西亜人取扱手留)、「異国人に論ざる御国法書」の可能性も否定できない。

⑧ 前掲注②。以下、本史料からの引用は注記を省き、本文中に「手留」と記すこととする。

⑨ 竹内誠「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』第二巻、岩波書店、一九七六年)。

⑩ 江戸行きを禁じる理由を、「大意」では「此義入たとへ數百年通信通商之國といへとも外濶へ来り候へハ則嚴重之処置ニ及候事(傍点引用者。以下同じ)」としているが、「国法書」では「其所以は、古より通信通商といふとも、定あるの外は猥不許之」となっている。「申渡覚」を見ると、傍点部を「通信通商の國」とする以外は「国法書」とほぼ同文である。「の國」を入れるか否かで文意は異なるが、「大意」と「申渡書」の記述を踏まえるなら、「国法書」のこの箇所は、江戸へ直に来ることを許したい理由は、古からの通信・通商の國であつても定めてある他は江戸へ直接来ることをみだりに許していないから、との主張がなされるはずの箇所と解するのが自然である。「通航一覧」は「の國」を脱落させて誤写したと考えられる。ちなみに、江戸行きをめぐる「国法書」の記述は「大意」の倍ほどの長文となり、もし強行すれば「我國法にまかせ」ることになるのでその期に及んで

「悔おもふとも詮なかるへし」と結んでいる。江戸回航の拒絶という趣旨に変化はないが、「大意」で見られた相手を慮つた言い回しは消え、打ち払いの「国法」をより強硬に警告するものへと変化している。

① 宣諭使は同じ内容を、老中への伺書の中で、「本邦之御国禁ニて異国船無故本朝之地へ致着岸之節ハ厳重之御取斗ニて難達戻事ニ有之候」(「手留」と記し、「国法」ではなく「国禁」の語を用いている。

② 本文で言う一か所とは、通信の国からの漂流船は通常長崎経由で帰国させるが「それとも我国法にさまたけあるは猶と、めてかへさす」という記述である。「大意」の文案では、「かねて通商等いたし候国のものニ候共糺^味味の上国法ニ無相障ハ、長崎以紅毛船送返し、国法ニ相障候義有之ハ、たとひ通商之國之ものニ候とも容易ニハ不相返候」とあり、ここでいう「国法」が異国船の打ち払いにかかわるものではなく、国内統治の法であることがわかる。

③ ちなみに、「国法書」では、同じ箇所を、「(使節は)送來る所のひとは、もとより江戸官府の人にわたすへしとの旨をうけし由なれば、こゝにてわたさんも其子細あるよし、(を言い)、されは我国法によりて其所望をゆるさ、れば、また送り來る人もわたさじ、といはむか、

二 「国法書」の歴史的位置

前章では、「国法書」が、ラクスマンの江戸廻航要求に対して、異国船打ち払いを「国法」として提示し拒絶したこと、松前での書簡の受け取りは拒否するが、紛争を回避するために、長崎を通信・通商の交渉窓口として示したこと、通信・通商のいずれにも交渉の余地があるかのように見せながら、その実、通信は拒絶、通商は受け入れという考えであったことが明らかとなった。「国法書」で提示された、異国船の打ち払い、通信・通商、交渉窓口としての長崎という三つの論点は、近世対外政策史の中でどのような位置にあるのだろうか。本章では、この問題について考えていこう。

さらには(日本側は)強てうけとるへきにもあらず(傍点は本文で引用した「申渡覚」と異なる箇所)としていた。江戸ではないにしても江戸役人に漂流民を渡せるのであるから文句はないはずだ、といわんばかりの「申渡覚」の文面を使節にそのまま伝えるのは憚られたのであろう。定信らが「国法書」の表現に心を砕いていたことがうかがえる。

④ 幕府に貿易開始の意図があることをラクスマンが了解していたとの指摘がしばしばなされるが、ラクスマンのこうした理解は「国法書」の趣旨に反するものではなく、むしろ「国法書」を素直に読んだ結果としてとらえるべきである。

⑤ 定信は、「宇下人言」(松平定光校訂「宇下人言・修行録」岩波文庫、一九四二年)では、「只礼と国法をもて事をわけさとさるべし」と表現している。

⑥ 「魯西里志」(内藤耻叟校訂「少年必読日本文庫」第五編、博文館、一八九一年)。

⑦ はじめに注③。

⑧ 桂川甫周「北極開略」(亀井高孝校訂、岩波文庫、一九九〇年)。

(二) 異国船打ち払い——法的根拠の存在——

寛政三年（一七九二）九月、幕府は異国船取扱令を出した。^① 異国船とは唐船以外の船をさす。その内容は、①異国船が漂着したら、手当をして船具を取り上げた上で長崎へ送るかどうか尋ねること、②漂着ではない異国船を見かけた場合は、筆談役が見分の者を派遣し様子を確かめ、相手がそれを拒絶したら船も人も打ち砕き、船に乗り移って迅速に行動して、切り捨てた者を召し捕えてもよい。打ち払いの際に、大筒や火矢等用いてもかまわない、③逆に、筆談が整い、相手が見分を拒絶しなければ、なるだけ穏便に取扱い、船を繫留して船具を取り上げ、乗員を上陸させ、船に戻らないよう番人をつけておき、もし抵抗したら捕え置くこと、というものであった。

藤田氏は、正保二年（一六四五）に出された異国船の取り扱いをめぐる老中奉書を参照し、寛政三年令を、寛永・正保期以来一五〇年ぶりの異国船取扱令と位置づけた（第一部第一章）。氏自身が留保しているように、正保から寛政までの間、異国船取扱令が出されなかったわけではない。シュパンベルグを責任者とする第二次ペーリング探検隊の別働隊が東北沿岸に接近した元文四年（一七三九）には、沿岸部の幕領や私領に対して、異国船の者が上陸することがあったら拘留した上で幕府へ報告するよう布達が出ている。^② しかし、その三二年後、ベニヨフスキー来航時に老中から出された異国船への対応に関する下問に対して、土佐山内家は正保令を根拠に回答しており、一八世紀後半にいたるまで正保令が異国船に対する基本法令として認識されていたことがうかがえる。寛政三年令を正保令以来のものとみる藤田氏の理解は妥当なものといえよう。

では、この寛政三年令を「国法書」と比較してみよう。第一章で見たように、「国法書」で「いにしへより」の「国法」として提示したのは、通信のない国の船を「召捕、又は海上にて打払ふ事」であった。藤田氏は、「国法書」に臨検に応ずるか否かの「前提条件」がないことに注目し、寛政三年令を条件付きの穏便策とし、対する「国法書」を異国船打ち払い

いを原則とする異国船取扱法と評している(第二部第一章)。しかし、前章で見たように、「国法書」は法文ではなく、「国法」の存在を伝えるための外交文書であり、ロシアによる江戸回航の阻止が「国法書」の最大の焦点であった事情に鑑みれば、着岸地に対応するための外交文書であり、ロシアによる江戸回航の阻止が「国法書」の最大の焦点であった事情に鑑みれば、藤田氏も指摘するとおり、両者の内容は近似している(第一部第一章)。すなわち、上陸をさせないままに打ち払うことを指示した②は、「国法書」の「海上にて打払ふ事」に当たるし、上陸させて監視下におくよう指示する③は、「召捕」と言い換えることが可能である。

そもそも寛政三年令は、ベニヨフスキーの警告に端を発したロシア対策の一環として発令されたのであり、ラクスマンのネム口滞在中に三度にわたって寛政三年令の遵守を求める法令が出されたのは、万が一ラクスマンが再来した場合を想定して、「国法書」のいう「国法」と現実の対応との間に齟齬が生じないように配慮したものと考えられる。打払いの「国法」を「いにしへより」のものとするのは言い過ぎだが、「国法書」は寛政三年令を前提にしていたと考えるのが自然であろう。

(二) 通信と通商——先例の存在——

通商は容認するが通信は受け付けないという態度にも歴史的前提があった。まず、通信の拒否について見てみよう。寛永七年(一六三〇)を最後に日本から外国への国書の送達を停止した後も、外国から国書・書簡が長崎に届けられたことはあった。松平定信の旧蔵書「崎鎮要録」(以下、「要録」と略記する。)は、長崎奉行の記録をもとに定信自身が編んだ編纂物であるが、その後半には、外国から国書・書簡が送達された五つの先例に関わる記録がある。

承応二年(一六五三)のシャム使節と元禄五年(一六九二)のカンボジア使節の来航、元禄八年の安南国王からの長崎奉行への書簡の送達の際には、いずれについても、まずは長崎奉行から老中に上申があり、老中の判断で国書・書簡と音物

の受け取り拒否が決定されたのに対して、元文五年（一七四〇）・寛保二年（一七四二）のカンボジアの使者に対しては、もはや老中に判断をおおぐこともなく、長崎奉行の判断で、「書翰并進物共差返候段以通事申渡」している（「要録」）。「通航一覽」には、享保一二年（一七二七）にカンボジア使節の来航を「江府言上」した記事があるので、元禄以降遅くとも享保期までに、外国から送られてきた国書・書簡は受理しないという方針が確認され、それ以降、踏襲されていたという経緯が見てとれる。

ではなぜ、幕府は外国からの書簡・音物を受理しなかったのだろうか。元禄五年の事例から、その理由を探ってみよう。元禄五年八月、「東埔塞之王より長崎奉行所へ書翰・音物」が届けられた。「書翰江府へ相達度と之趣にて候、書面於許容来年の江戸へ貢礼差上申度由」を伝えるための使者であった。王の書簡は封がされていなかったため、唐通詞は内々に閲覽し、「日本之義御政道御威光奉感候文章」であることを確認した。唐通詞からの報告を受け、長崎奉行は対応方針を検討し、老中に上申。長崎奉行の理解によれば、カンボジアはかつて「暹羅国之内にて暹羅を差遣置候、東埔塞を令押領、暹羅へハ貢礼之規式相勤」めてきたが、当時は「東埔塞屋形より自身暹羅へ参候事も終二無之、使官を差遣遂貢礼候迄」に両国の関係は変化を遂げ、「暹羅属国とハ申ながら、右之通御座候故今程ハ東埔塞之国王にて外二貢礼仕候所も無之」、かつ、「帝都北京もかまい無之由」であり、「処々へ商船をも差出諸用弁候」ように見受けられるという。そして、「異国之国王今日本へ貢礼をも差上申度と申し候義」自体は喜ばしいことではあるが、「万一願之通被遊御赦免毎年貢礼を差上其已後奉慕候へハおのつから日本へ属候様成行」はずであり、「然時ハ商売一通にて相こし候阿蘭陀杯とハ少し様子ちかひ申候間、商売之外難黙止御訴訟も申越」してきたら、「御面倒成義も出来」するかもしれず、また、「末々貢礼不仕時ハ、此段も如何」かという懸念を示している。これらの事情を踏まえ長崎奉行が提案したのは、書簡等の受取拒否であり、老中はそれを追認したのであった（「要録」）。

幕府は、カンボジアを日本が「貢礼」を受け取るにふさわしい国として評価しつつも、内外に及ぼすであろう影響を吟味

し、使節の要求を拒んだ。対外的には、日本がカンボジアの宗主国の立場になった場合にシャムや中国との関係に影響を与えかねないことを考慮し、国内的には、いったん取り結んだ「貢礼」関係が途絶した場合將軍の權威を傷つけかねないことを警戒したものであろう。

元禄期において、外国からの「貢礼」の使節派遣が、將軍權威を高揚させる道具立てとしてよりも、むしろ、そこから生じる外交関係の煩雑さから敬遠されている点で興味深いのが、ここで注意したいのは、通信を媒介として結ばれる関係が、「商売一通にて相こし候阿蘭陀杯とハ少し様子」が異なるものとして受け止められている点である。実際、幕府は通信を拒否する一方で、カンボジア船に信牌を発行し通商を認めている。^⑭

同様のことは、承応二年のシャムの使節来航に際しても認められる。このとき幕府は、「為臣下主君を殺不義働仕たる国ニ付御取上無之」、「若左様ニも無之ニおいてハ、申わけいたし重て可差越」という「上意」の下、シャム船が持参した二通の書簡を返却し、帰帆させた(要録)。臣下として主君を殺害した不義というのは、山田長政の謀殺にいたったシャムのクーデターをさすのであろう。書簡の拒絶という日本側の対応に、両国間の歴史が影を落としていたことが見てとれるが、シャム国王の船を主な担い手とする貿易関係は継続した。^⑮

東南アジアと近世日本との関係は唐船貿易という概念で一括され見えにくいのが、国家間の関係を求めた東南アジアの国々からの日本への働きかけは確かに存在していた。しかし日本側はそれに答えず、貿易のみを許容した。通信関係と「商売一通」の関係との間には明らかな区別が存在し、幕府が通信を媒介とする国家間の外交関係をきらう一方で、通信には柔軟に対応していたことがうかがえる。

このように、通信の拒否という幕閣の間で一致した方針は、元禄期から享保期にかけて確認された幕府の態度であった。「国法書」で示した松前での国書の受け取り拒否はこの慣例に従ったものであり、長崎での受け取りの示唆は、従来のあるり方を変えるものであった。これがロシアという脅威への対応の一つの形であったことは、先に見た通りである。

「手留」の中で定信は、信牌を「かんほちやへ被下候例」に言及し、さらには、「(ロシアに対して)一向二相こすまじきと申候てハ、呂宋・天南国・柬埔寨之國々已ニ長崎へ相こし候事ハ可存罷在候へハ、ヲロシヤ國ニ限りいたく絶候様ニ存候てもいか、」と述べている。近世初期を除いてルソンと日本をつなぐ唐船は存在しなかったが、「天南国」はベトナムと考えられ^⑭、日本が東南アジアと取り結んでいた通商関係をさしていることが明らかである。しかも、東南アジア諸国から長崎に船が来航している事実をロシアが了解している可能性に触れ、ロシアとの貿易を拒絶することに疑義を呈している。定信は、唐船貿易の実績を踏まえ、「活路」としてロシアに通商の可能性を示したのだった。

(三) 対外的窓口としての長崎——制度の改編——

「国法書」の中で、ロシア側に「活路」を示す上で重要な役割を与えられたのが長崎である。「国法書」では、通商・通商の交渉のみならず、漂流民送還についても、今後は長崎を介するよう強調している。長い間異国船取扱いの基本法であった正保二年の老中奉書は、長崎への回航をうながす内容を含んでいるものの、相手方が長崎ではなく着岸地での訴訟を望んだ場合には、その地で対応することも容認しており^⑮、「国法書」のように長崎を唯一の窓口とする確固たる意志を見出すことはできない。また、ロシアとの貿易をめぐる寛政期の幕閣の間には、「外国の往来ハ長崎之港あり」、ゆえに「長崎へ来ルへしといひてかへすにしかす」とする見解がある一方で、「通商之道開きたくハ蝦夷地ニて開き給ハリ候ハ、可然」(「手留」という意見もあった)。

「国法書」の長崎をめぐる叙述には、他にも虚構がある。すでに井野辺氏の指摘があるが、荒野泰典氏の仕事によりながら、「国法書」の内容と近世の漂流民送還体制の実態とのズレについて確認しておこう。外国人漂流民に関して、「国法書」は、「兼てより通信ある国のものにて、長崎の湊より紅毛船をして其本国にをくりかへさしむ」とする。しかし、日本と「通信ある国」とは、朝鮮と琉球であり、両国からの漂流民は対馬・薩摩を介して送還するシステムが存在した。

また、「国法書」は、「仮令我国より漂流したる人を送り来るといふとも、長崎の外の濤にしては上陸のことをゆるさず」と述べている。これは朝鮮・琉球以外への漂流には妥当するが、両国への日本人漂流民は対馬・薩摩を経由して日本に帰還する体制が整っていた。「国法書」には、「国初より通信なき国よりして漂流し来るは船は打くたき人を永くと、めてかへすことなく」との文言も見えるが、通信関係にはない中国の漂流船を日本側は保護し、長崎を介して送還している。漂流民の送還だけではない。「国法書」では、通信にせよ、通商にせよ、対外的な窓口を長崎に限定するのだが、それが近世的現実からいかにずれたものであるか、いまさら言うまでもないであろう。

こうしてみてみると、「国法書」は、長崎以外の対外的窓口の存在を隠べいし、かつ、制度化されていなかったにもかかわらず、長崎をロシアが唯一日本と接触できる窓口として示したということになる。蝦夷地を推す声もある中でなぜ長崎かといえば、オランダを受け入れたという実績や通詞の存在などヨーロッパの国に開きやすいという側面も当然ながら考慮されたであろうが、定信の関心からすれば、防衛体制の充実が決め手となった可能性が高い。ラクスマン来航の三か月前に、定信が蝦夷地の警備について三奉行に諮問した「書取」には、次のようにある。

外国通商有之を以て長崎表品々御備物有之夫々御役人被差置候上、交代大名所者黒田・鍋嶋之類御手当厳重成儀二候、(中略)其上西国辺の御固今切・箱根御関所之外大坂・駿府御番城等有之、遠国奉行・郡代等も被差置、山川之御固も甚以御手厚之儀二候、唯奥羽之際二者房州御関所有之而巳二而遠国奉行・郡代其外交代場も無之、山川之御固も御手薄二有之^⑧

西国の警備の充実、特に、長崎には相応の対策がなされているのに対して、北国はいまだ手薄であるというのが定信の現状認識であり、蝦夷地にロシアを迎え入れることなど、おそらく考えもしなかったであろう。

寛政期に長崎を対外的窓口とする考え方がなかったわけではない。近世初頭以来、オランダ貿易や唐船貿易を媒介してきた長崎の機能が、そうした見方を支えていただろう。しかし、寛政期には、それはすべての異国に対する制度というほどのものではなく、慣習を踏まえた一つの主張に過ぎなかった。実際、蝦夷地をロシアとの貿易の候補地とする意見も存

在したのである。そのような状況の中、定信は、海軍強国ロシアを迎えるに足る場所として、長崎を選んだのだった。

ここで注意したいのは、「国法書」は、「先キかた之申旨ニよつて出来候ニハ無之、かねて之御国法を申渡候ニ付」「赤人にかきり候ニハ無之、日本往古今之国法異国へ対し候てハ如此ニ候と申義を申渡」す覚悟をもって示されたことである（「手留」）。「国法書」は、長崎を、オランダ船と唐船のみに開かれた港ではなく、今後新たに日本に来航するであろう異国に対してひとしなみに窓口とすることを、内外に向けて初めて宣言したということになる。さらにいえば、長崎を唯一の窓口とする主張は、長崎以外の沿岸防備の状況を踏まえてなされたものであり、ロシアの江戸回航を恐れて強調された異国船打ち払いの「国法」と二対のものとして理解できよう。

① 『御触書天保集成』六五二五（岩波書店、一九四一年）。

② 「御備向御用留」第一冊（内閣文庫蔵）。

③ 「ペニヨフスキー航海記」（東洋文庫、平凡社、一九七〇年）。

④ 拙稿「『三國通覧図説』——衝撃の『蝦夷国全圖』——」（歴史と地理 日本史の研究）一三二号、二〇一〇年。

⑤ 『御触書天保集成』六五二六、六五二八。藤田氏は、寛政五年三月に出された異国船取扱令の「右等之用度ニ付、用金等之沙汰ニ及、下々難儀いたし候儀などハ有之間敷事ニ候」という個所を重視し、ここに穏便策への転換を見いだしている（第二部第一章）。しかしこの法令は、寛政三年九月以来幕府が求めてきた異国船対策が「一時的の事ニも無之、永久之備」であることを伝えたもので、領民の負担軽減を求める右の個所は、「永久之備」を視野に入れて適度な範囲にとどめるよう求めたものと理解するのが妥当である。ちなみに、ラクスマン來航の報が江戸に入つて間もない一〇月二五日に、対応策をめぐつて三奉行が老中に提出した建言書「松前志摩守申上候蝦夷地江異国召連來候漂流人之儀ニ付評議仕候趣申上候書付一」（道立文書館寄託阿部家文書）には、ラクスマンが「万一押而江戸表迄可罷越段申候ハ、

御国之御法令を不用もの故不殘召捕上取斗之儀相伺候共、其時宜次第打殺打払候共勝手次第可取斗旨被仰渡可然哉、左候ハ、一旦得心之趣相偽海上乗落し候儀も難計候間、東海西海浦々之国主領主江者異国船見請候ハ、可打払旨兼而被仰渡可然奉存候」とあり、ラクスマン滞在中に発令された異国船取扱令が、ラクスマンの他地域への着岸を警戒して出されたものであることを示唆している。なお、この冊子体の建言書は、藤田氏が発見し翻刻・紹介したものである（第一部第一章）が、右の引用を含むのは一丁分が翻刻からは脱落している。参考までに引用箇所の後続部分を示せば、「但異国人共儀書翰并献上物持参仕候由之所、右書翰御取上無之旨申も不寛大之様ニも可有之哉ニ付、右書翰等御取□之上、其時宜ニ随ひ御沙汰も可有御座哉、右書翰等受取不申候連日本之厳制を被示候儀故、不寛大之取□ニも相当り申間敷哉、三奉行候（傍点は藤田氏の翻刻箇所）とある。

⑥ 藤井讓治「一七世紀の日本」（岩波講座日本通史）第一二巻、岩波書店、一九九四年）。

⑦ 「崎嶺要録」（天理図書館蔵）は、定信自筆の本で、前半がレザノフ長崎滞在中の経過、後半が外国からの国書送達の先例の二部から成る。

- 文化四(一八〇七)五年の成立。以下、本書からの引用は「要録」と記し注記を省略する。内容から推して「崎鎖要録」の名が示す通り、長崎奉行の元に残された記録から編纂した書物であったと考えられる。
- ⑧ 「通航一覽」(第七冊、卷二六八)は、「寛永六年(一七二九)の後、暹羅國の使参拜の儀は聞えず」と記し、次の渡來記事は、明曆二年(一六五六)五月であり、承応二年(一六五三)の使節來訪の記事は見えない。明曆二年の使者は幕府に通商を求めたが許されず、その後、時期は不明だがシヤムから貿易船がやってくるようになったという。
- 「通航一覽」(第七冊、卷二六九)では、明曆二年の次の記事は、延宝八年(一六八〇)の渡航であり、この間に、幕府はシヤムとの貿易を認めたと考えられる。
- ⑨ 「通航一覽」(第六冊、卷二六四)は、この使節について「此書簡等、其詳なる事所見なし」としており、対応の詳細を記す「崎鎖要録」の記事は重要な史料といえよう。
- ⑩ 「通航一覽」にこの記事はないが、「華夷変態」中冊(東洋文庫(再版)一九八一年)にこのとき送られてきた安南國王からの書簡が収載されている。この書簡は安南からの漂流民送還に対する返礼として送られてきたが、日本側は書簡も首物も返却している。ちなみに、「通航一覽」(第四冊、卷一七二)には、元禄元年(一六八八)に安南の使節が來航し「通信再修の事」を願ったという記事があるが、そのときの対応について、「異國日記」による慶長十一年(一六〇六)の後
- は御返簡はなかりしなり、こたひもまた然るや、御返簡所見なし」と記している。
- ⑪ 「通航一覽」(第六冊、卷二六四)。
- ⑫ 「通航一覽」(第四冊、卷一六三)は、カンボジア船を「唐船東埔塞國の産物を積來る船にしてかの本國船にはあらざるなり」とするが、カンボジア國王の意向で派遣される船も存在したのであり、今後検証が必要である。
- ⑬ 飯岡直子「アユタヤ國王の対日貿易——鎖國下の長崎に來航した暹羅船の渡航経路の検討——」『南方文化』第二四輯、天理南方文化研究会、一九九七年。
- ⑭ 「通航一覽」(第四冊、卷一七二)の「安南國部」二の内、「通商并呈書献物御返簡等」の項に掲載された慶長十一年(一六〇六)九月の記事に、「按するに、安南國一に天南國とも称す」との編纂者による注記がある。なお、鍛冶安介氏より、「通航一覽」第四冊卷一七四、及び、「大日本史料」一二編四冊慶長十一年九月二十五日条の記事を根拠に、「天南國」はベトナムではないかとのご教示を得た。
- ⑮ 山本博文「鎖國と海禁の時代」(校倉書房、一九九五年)掲載の老中奉書を参照した。
- ⑯ 井野辺前掲書第五編第二章。
- ⑰ 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)。
- ⑱ 『向山誠齋雜記』天保・弘化篇 第九卷(ゆまに書房、二〇〇三年)。

三 定信の「鎖国」

ラクスマンが帰国せずに直接長崎に來航することも想定していた定信であったが、定信が老中の職にある間に、ロシアからの使節が日本に再來することはなかった。ラクスマンの持ち帰った信牌を携えたロシア使節レザノフが長崎に現れた

のは、文化元年（一八〇四）秋。ラクスマンが帰帆し、定信が老中を辞してから一二年後のことであった。

幕府は来航したレザノフから信牌を取り上げ、半年余り待たせた挙句、国書の受け取りを拒絶するとともに、貿易の拒否をも宣言し、即刻帰帆するよう促した。なぜ幕府は寛政期の周到に考えられた対応方針を変更し、通信のみならず通商までも断固拒否する態度を示したのか。この問題の解明は別の機会に譲り、本章では、レザノフへの幕府の対応に批判的であった定信が、「鎖国」論者へと転換した事実注目し、その意味について考察を加えよう。

定信が通商の拒絶を支持する立場に回る大きな契機となったのは、文化露寇事件、すなわち、長崎での対応に不満を持ったロシア側が、文化三年九月から翌年六月にかけて、エトロフ・カラフトの日本側の施設や船を散発的に襲撃し、日本人を連行するなどした事件である。定信は、刻々と伝えられる情報をもとに、事件への対応について、幕閣に献策した。この背景には、將軍家斉をはじめ幕府の中枢部に定信の知見を得ようとする動きがあったと考えられている（藤田第一部第四章）。本章では、北見市立図書館が所蔵する定信自筆の献策草案を素材に、定信が寛政期以来の通商容認の態度を翻し、通商の拒絶へと転換する経緯を明らかにするとともに、幕府にとって「鎖国」の意味が大きく変化する契機をさぐっていく。

（一）文化露寇事件をめぐる定信の献策

北見市立図書館が所蔵する「蝦夷地一件意見書草案」は、現在四巻に表具されており、全文を翻刻した藤田氏は、これを四通と紹介した（第一部第四章）。写真帳を架蔵する北海道大学附属図書館北方資料室も、「草稿四通」と把握しており、^①これまで、定信の献策書は少なくとも四通あると考えられてきた。

四巻にはそれぞれ巻頭に題簽があり、第一巻の題簽には「蝦夷地一件意見書草案 松平定信自筆 一」とある。巻ごとに末尾の漢数字は「二」「三」「四」と異なり、藤田氏はこの数字に従い「意見書案一」～「意見書案四」からなる四通の

別箇の文書として翻刻している。氏の翻刻を読み進んでいくと、「意見書案二」の本文一〇行目までと一一行目以降の内容とがうまくつながらぬ。そこで、この箇所を原本で確認してみると、藤田氏翻刻の一〇行目は原本巻「二」の第一紙の最終行に、藤田氏翻刻の一一行目は原本巻「二」の第二紙の冒頭の行にあたり、かつ、この二紙の張り継ぎは虫食いの跡が一致していないことが判明した。

表装時の乱丁の可能性を念頭に置いて各巻の虫食いの状況を検証したところ、原本巻「二」第一紙奥の虫食いと原本巻「四」第一紙の端の虫食いがほぼ一致し、しかも、原本巻「二」の第一紙と第二紙の間に原本巻「四」を挿入すると意味が通じることがわかった。すなわち、原本巻「二」と原本巻「四」とは、もともと一通をなしていたが、表具される段階で異なる卷子に分けられたと考えられるのである。^②

以上の検討を踏まえ、六月一五日に書かれた原本巻「一」と、八月三日付けの原本巻「三」との間に、七月二日付けの原本巻「二」・「四」を置き、これら三通の草案(以下、「草案」と略記する。)を、江戸に伝えられる情報に対応させてみると「表」、定信の見解が状況の進展に応じて大きく変化することが如実にわかる。以下、ロシアの脅威と国内情勢の狭間で変化をとげるその経過をたどっていこう。

(二) 定信の「鎖国」支持への転換

六月一五日付け「草案」は、四月のロシアによるエトロフ襲撃の報告が幕府に入った段階に書かれたものである。このとき定信は、「エトロフ嶋等二蛮人おり候ハ、何とか御手を被揃厳しく打潰」すか、「又ハ外海辺へ蛮船来り候ハ、火術等にて一旦厳しく攻戦焼捨二仕」り、「御武威を被示候上」で、「蝦夷島々へ狼藉之義、何故之旨趣二候哉」を糺し、その回答次第で、「御処置有之かた」が妥当であるとする。回答が、「通商を願つてのことであれば、「後患無之様二被尺御評義可被差免」であり、ロシア側が「隣交を絶候心得にて不法之辞をなし候ハ、」其返簡は不被遣、只海辺防禦を被尺候

外有之ましく哉と奉存候」と述べている。まずは武威を示し、その上でロシア側が求めるなら通商要求に応ずべし、という提言は、海防が整備されていない状況では有事の時に間に合わず、諸大名も疲弊するに違ひなく、その期に及んでロシアに和解を求めるようでは国威が立たないので、ロシアとのこれ以上の摩擦を起ささないよう配慮した進言であった。紛争という事態に立ち至ってもなお、寛政期と同様、軍事大國ロシアへの警戒心が、定信をとらえていたことがうかがえる。

七月二日付け「草案」の主旨は、六月の「草案」とほぼ同じく、武威を示した上で貿易に応ずる、というものであるが、実力行使に及ぶべき場所が、「エトロフ先キ之嶋々二三嶋」に変化していることが注目される。七月の「草案」は、ロシア側がカラフト・エトロフから連行した日本人を解放し、通商を要求する書簡を託され持ち帰ったことが幕府に伝えられた時期にあたる「表」。この事実を定信が承知していたことは、「此度魯西亜人蝦夷之離嶋侵掠いたし候上」「連行候日本人を相かへし」「猶又通商之義願ひ候趣」とあることから知られる。定信は、もしロシア側の通商要求に応じれば、長崎で外交上の手続きを踏んで求めた際には拒絶されたのに、「侵掠いたし候へハ願ひ相叶」うことになってしまい、「信も不相立」、「御武威之処ニも奉恐入候」だけでなく、仮に「諸蛮夷右を承り候ハ、御国之御武威輕蔑いたし」、通商を要求する可能性は高まり、要求が通らなければ「侵掠之故智ニ習ひ候義有之ましくとも難申」いこと、また、ロシアとの貿易においても「主客之勢ひハ大ニたかひ」日本側が不利な立場に置かれかねないことを懸念材料として掲げている。そして、ロシア側が侵略の「其罪を謝し申候ハ、格別、其罪に伏不申うちハ交易之義ハ難被免」いので、南部・津軽両家に命じて、「エトロフ先キ之嶋々二三嶋へも相働、武威を顕し可被申候」と論じたのであった。

寛政一一年に東蝦夷地が幕領化されるにあたって、エトロフまでがその範囲とされたのは、ウルツプ島まではすでにロシアの勢力圏にあるという情勢認識の下、エトロフをロシアに対抗する最前線基地とするところにその目的があった。^③すなわち、七月の「草案」は、エトロフより北部の、ロシアの勢力下に置かれた島々への実力行使を求めるものであり、日本側の支配領域たるエトロフを対象とされていた六月の「草案」とは、示されるべき武威の質を異にしている。寛永期以降

〔表〕 文化露寇事件と江戸への情報伝達の経過

年 月 日	情報伝達の実態
文化3年(1806)9月	ロシア船、カラフトのクシユンコタンを襲撃。番人富五郎らを拉致。
文化4年4月18日	箱館奉行羽太正養、ロシア船によるカラフト襲撃を江戸に報告。⇒5月7日に在府の箱館奉行戸川安論、老中牧野忠精へ報告
文化4年4月25日	ロシア船、エトロフのナイホを襲撃。番人五郎次らを拉致。
文化4年4月29日～5月2日	ロシア船、エトロフのシャナを襲撃。南部藩火薬師大村治五平らを拉致。日本側は詰所を放棄。幕吏戸田又大夫自殺。
文化4年5月15日	箱館奉行羽太正養、ロシア船によるエトロフのナイホ襲撃を江戸に報告。⇒5月末には江戸着か。
文化4年5月18日	箱館奉行羽太正養、ロシア船によるエトロフのシャナ襲撃を江戸に報告。⇒6月初には江戸着か。
文化4年5月21日	ロシア船カラフトのオフイトマリを襲撃。
文化4年5月29日～6月2日	ロシア船、ライシリ等ソウヤ近海で幕府船・松前藩船・商船を襲撃。
文化4年6月5日	ロシア船、ライシリを襲撃。人質8人を解放。幕府宛て書状を託す。
文化4年6月12日	箱館奉行所役人田中伴四郎、エトロフでの幕吏の失態を報じる。
文化4年6月13日	松前商人久太郎、ライシリでのロシア船の乱暴、幕府船の放棄等を報じる。人質が持ち帰ったロシアの書状の訳文を付す。
文化4年6月15日	松平定信意見書草案
文化4年6月19日	箱館奉行羽太正養ら、人質の解放・ロシアの書簡を江戸へ送付。⇒7月初めには江戸着か
文化4年7月2日	松平定信意見書草案
文化4年7月2日	箱館奉行羽太正養ら、ライシリ島での幕府船の焼討の詳細を江戸へ報告。⇒7月半ば過ぎに江戸着か
文化4年8月3日	松平定信意見書草案

※『新北海道史』第2巻・「休明光記附録別巻」(『新撰北海道史』第5巻)・「千島の白波」から作成

の対外的な武力の行使が日本沿岸に留まっていたことからみても、一線を踏み越えた献策といえよう。

定信が、このような建言をした契機としては、武威の喪失という事態が諸外国に与えるであろう影響に加えて、この一件に向けられた日本国内のまなざしが重要な意味を持ったと考えられる。定信が幕府への批判がささやかれつつある気配を感じ取っていたことは、「(エトロフで)勤番之士之後レを取候義杯、誹謗仕ましかとも難申候へは、御国内にとり候ても誠ニ以不安」と述べていることからうかがえる(草案)。

箱館奉行が幕府に届けたエトロフ一件の最初の報告は、ロシア側は「大船へ数百人乗組、大銃夥敷積入」れ二艘が渡来、一方の日本側は二三〇人ほどの勤番が他へ配備されており、「全くシャナニ不詰

合」、「必死ニ相成争戦」^(ママ)したが、防戦も難しくやむなく会所から退却したと伝えていた。^④ところが、ロシア側の人数はごく少数で、日本側はほとんど戦わずして敗走したというのが実態であり、こうした情報は、箱館奉行から江戸へという公式のルート以外で伝えられている〔表〕。七月二日に「草案」を書く時点で、定信は幕吏敗走の情報を把握していたものと推測される。「誹謗」をかわすには、より強硬な武威を示す以外に方法はないというのが、定信の判断だったのである。

とはいえ、この献策の後半では、「通商之事ハ御旧典も可有之義、只億断ニハいつれとも難申上」^(億)いとし、「愚考ニハ、古者平戸等之せつは一向ニ規矩も無之哉ニ、何となく承り及び」、「当時ハことの外之御嚴重之趣も、是又何となく承り及」^⑤んでいるが、「通商極メて後害可有之とも難申」いと述べており、レザノフへの幕府の対応に定信が批判的であったことが知られる。ロシアの脅威と国内情勢との狭間にあつて、エトロフでの幕吏敗走の汚名を雪ぐような武威を示すことができれば、通商はまだ定信の許容範囲の内にあつた。

定信の通商への態度が大きく転換するのは、八月三日付けの「草案」である。八月段階での定信の意見を聞いてみよう。最初ハ御武威立候上ニ候へハ可然候へとも、通便之手段いたし通商懇願いたし、侵掠之罪を謝したにいたし候ハ、其願をも可被免哉と認候へとも、段々風説等承り候へハ、余りに勤番等其外船々等之始末、御武威立有之と申場ニも無之、甚以如何之様ニも風聞仕候、異国斗ニハ無之、御国内之御取締ニも、右様ニてハ乍恐甚不可然事哉と奉深患候ニ付、只今ニてハ通商等早速さしゆるされ可申筋ニハ、万々有之ましくと奉存候、再三思慮仕候ても、一糝実以不容易御事ニ付、思慮も難届奉存候（傍点引用者）

武威を示した上での通商容認という当初の案を撤回し、通商を許すようなことは決してあつてはならないと断じている。藤田氏は、右の史料の傍点部分を引用し、七月二日付草案の「通商許可に消極的な意見へ」の変化を指摘してはいるものの（第一部第四章）、全ての草案から導き出せる定信の「意見の核心は、日本側が武威を示しロシアが謝罪することを条件に貿易を認めるというもの」（第二部第三章）とし、変化の意味について立ち入った検討を加えていない。しかし、定信が、

寛政期以来の通商容認論の立場を放棄した事実は注意されてよい。

右の史料の三行目「余りに勤番等其外船々等之始末」とは、先のエトロフでの敗走に加えて、幕府の御用船万春丸がロシアによって焼き捨てられた事実を指す〔表〕。万春丸がロシアの焼き討ちにあったのは、場所請負商人伊達家の船や松前氏の藩船が焼き払われた事実を知り、幕吏を含め乗組員が戦うことなく万春丸を捨て去った結果であった。^⑥不意打ちを受けたエトロフとは異なり、防備のため軍事物資を積んでソウヤに派遣された船であっただけに万春丸の一件が与えた衝撃は大きかったであろう。武威とは程遠い幕吏のこのような失態をめぐる風説が、「御国内之御取締」をも揺るがしているという認識の下、定信は寛政期以来ついで一か月ほど前まで堅持し続けてきた通商の容認という立場を放棄し、幕府のとるべき道は通商拒否以外にないと、その態度を翻したのであった。定信にとって、ロシアの軍事力を云々する余裕すらない程、事態は深刻化していたのだといえよう。

(三) 「鎖国」の国是化

定信の進言が幕府の政策にどのように影響したのかは定かでない。が、前節で見た定信の翻意は、露寇事件後の幕府の動きの背景を考える上で示唆に富む。以下この点に付言しておきたい。

繰り返しになるが、定信がロシアの貿易要求に応ずる道はないと態度を改めたのは、エトロフの敗走に加えて、幕府船の放棄という失態が、風聞として渦巻き「御国内之御取締」にも支障を来すような事態に立ち至っているという状況分析によっていた。「御国内之御取締」を阻害するような事態とは、幕府役人の失態に向けられた批判に他ならない。この種の言辞は、井野辺氏以来数多く紹介されてきたが、ここでは、これまでほとんど言及されてこなかった平田篤胤の弁に注目しよう。

文化八年、平田篤胤は、文化露寇事件にまつわる数々の書状や文書を収載した「千島の白波」を編んだ。^⑦フェートン号

事件関連の史料も収められてはいるが全八巻の内一巻に過ぎず、北方問題が本書の関心事であったことがうかがえる。篤胤はその序文で、元寇のとき神風が吹いて元軍が全滅し勝利を得た歴史に触れ、「大御国」においては「必然あるべき道理」としたうえで、「蕃人との戦ひに道ならぬ女々しき所為の有なむにハ、万代までの嘲りを受け、畏くも大御国の、大御光を傷ふ理にし有れば、其罪軽らず、龔略に思ふべきに非ず」と、文化露寇事件における幕府役人の「女々しき所為」を痛烈に批判している。エトロフの敗走と幕府船の放棄という失態は、日本開闢以来の恥として、日本の歴史の中に刻印されたのであり、幕府がよつてたつところの武威に、もはやつくろうことのできない深い傷を与えたことが見てとれる。

こうした幕府への批判的なまなざしこそが、八代將軍吉宗を祖父にもち、一時は政權の中樞にあり、老中引退後は溜聞詰の有力大名であった定信を、通商の否認へと転換させた力であったと考えられる。

定信のこの転換と軌を一にするように、文化四年一二月、幕府は、貿易要求に応じなければ大軍を派遣するという恫喝ともいふべきロシア側の書簡に対する態度を表明した。「只蛮夷の船をバ打払ふ方こそ御国体の嚴威をも示し給ふ方なるべし」という判断の下、ロシア船の打ち払いを命じたのだ。^⑨ 打ち払い令には、「蝦夷之嶋々え来り、狼藉ニおよひ候上ハ」「おろしや船と見請候ハ、嚴重に打払ヒ」、「畢竟おろしや人不埒之次第第二付取計方きひしくいたし候わけに候」とあり、^⑩ ロシア側の不法に対して決然と立ち向かう姿勢が際立っている。

藤田氏は、レザノフ来航後に大名・旗本に向けて出された幕府の触れを分析し、その背景に、限定的ながら事実を伝えることで雑説をしずめようとする意図があったことを明らかにしている（第一部第五章）。法令の形で公表されたのは、レザノフの通商要求を日本側が拒否した事実、エトロフでロシアからの襲撃を受けシヤナ会所を放棄した事実、ロシア側が人質を解放し再度通商を要求した事実である。^⑪ これらの情報は、風聞とあいまって、ロシアの再来とその対応への関心を否が応でも高めたはずだ。いずれやってくるに違いないロシアに対して、幕府はどのような態度をとるのか。打ち払い令の文面は、幕府に注がれたであろうそうした視線に呼应したものといえよう。幕府内にはロシアとの紛争のリスクを回避

すべく通商を容認する声もなお存在していたが、ロシアの圧力に屈するような軟弱な態度では面目が立たない状況に追い込まれた幕府には、ロシア船の打ち払いを声高に宣言するより他に道はなかったのだといえよう。

藤田氏は、露寇事件の後に日本中に渦巻いた幕府批判を、「エトロフ嶋攻撃に『敗北』した責任」を問うものと、「この事件の発端となったレザノフへの対応の『誤り』」を指弾するものとの二つの系統に分類し、前者の批判は、「御武威・御威光を維持しながらいかに紛争を解決できるか」という課題を、後者の批判は「幕府の外交政策の正当性をいかに確保するのか」という課題を幕府に突き付けることになったとする(第一部第五章)。そして、とくに後者の批判を「鎖国」の祖法化の動きに関連づけて論じているが、貿易の開始を覚悟の上でラクスマンへの対応を主導した定信の、通商否認論者への転換の経緯からは、幕府外交の正当化とは別の次元で、幕府に「鎖国」が求められる契機が存在したことがうかがえる。つまり、藤田氏の言う第一の系統の風聞こそが、幕府をして「鎖国」を改めて選ばしめたより決定的な契機であったと考えられるのである。

幕府は異国にいかに対するのか。それは日本開闢以来の恥を雪ぐような態度であるのか。文化露寇事件を機に、幕府の外交態度は注視的となった。レザノフに示した通信・通商を拒否する態度、すなわち「鎖国」は、ナシヨナリスティックな色彩を帯びつつ、幕府の統治者としての正統性を支える要件^①国是へと転化したのである。ペリーの砲艦外交に屈して国書を受け取ったとき幕府の瓦解が始まる構図は、このとき成立したのだといえよう。

- ① 「日本北辺関係旧記目録」(北海道大学附属図書館、一九九〇年)。
 ② 現在の表具は、北見市立図書館に入る前に仕立てられたものである。
 ちなみに、巻「三」の題簽にのみ「松平定信自筆」に続けて「二通」とあるが、表装されているのは一通である。以下、本史料からの引用は注記を省いた。
 ③ 拙稿「蝦夷地・琉球の『近代』」(歴史学研究会・日本史研究会編 『講座日本歴史』第七巻、東京大学出版会、二〇〇五年)。
 ④ 羽太正養「休明光記附録」別巻三一二(『新撰北海道史』第五巻史料一、北海道庁、一九三六年)。
 ⑤ 平田篤胤「千島の白波」(『北方史料集成』第五巻、北海道出版企画センター、一九九四年)。

③ 拙稿「蝦夷地・琉球の『近代』」(歴史学研究会・日本史研究会編

④ 羽太正養「休明光記」巻之九(『新撰北海道史』第五巻史料一)。

⑦ 井野辺前掲書第六編第三章・藤田第一部第五章の他、菊池勇夫『エトロフ島』（吉川弘文館、一九九九年）、藤田覚『近世後期日露紛争の政治史的意義』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇一年）など。

⑧ 前掲注⑤。

⑨ 淡斎如水『休明光記遺稿』卷之七（『新撰北海道史』第五卷史料一）。
⑩ 『御触書天保集成』六五四〇。
⑪ 『御触書天保集成』六五三五～六五三九。
⑫ 井野辺前掲書第六編第四章、藤田第一部第三章。

結びにかえて

文化露寇事件後の文化五年（一八〇八）、定信は子孫のために「秘録大要」を著し、ロシアについて学ぶ必要を説いた。巻末には、読むべき書物のリストを付している。定信が熟考して選んだ全三二タイトルの内容は、おおむね、ロシア事情、レザノフ来航、文化露寇事件、西洋の軍備、そして、付録的に追加された世界各地の地誌に分類できる。興味を引くのは、この分類のどこにも当てはまらない「鎖国論」が、五番目の書目に掲げられていることだ。

この「鎖国論」、よく知られる志筑忠雄の「鎖国論」に間違いはない。ケンペルの著作、すなわち、ヨーロッパ人による日本論と言うべき「鎖国論」を、定信がロシア学習のための書籍の一つに掲げたのはなぜだろうか。

志筑が紹介したケンペルの主張は、要するに、日本近世の繁栄と安定は、「鎖国」によってもたらされている、というものである。それを下支えする武威を他のアジア諸国にはない特性として位置づけ、日本の近世に、神の意志を超えた「奇跡」という極めて高い評価を与えた。志筑はあとがきで、ケンペルの主張を「鎖国」の一件、元よりこれ大に義あり利あるの務たり」と要約している。志筑は後段でロシアの接近に触れ、「外を禦き内を親しむの最も切用なる心を固くするの道に於て、微く裨益する所もありなんかし」と翻訳の意図を述べている。要は、ロシアからの通信・通商要求の拒否に根拠を与えるべく、志筑は「鎖国論」を翻訳したのだった。志筑は、幕府がラクスマンに長崎来航の信牌を与えたことを受け、ロシアをどう迎えるべきかという課題に対して、一つの回答を示したのだといえよう。

武威をもって決然と通商要求を拒否すべし。文化露寇事件を経験した定信にとつて、これこそがロシアに対して日本がとるべき態度であり、そのメッセージを本書に託して子孫に伝えようとしたのであろう。かつての通商容認論に後戻りすることなど、定信にはもはやあり得べき道ではなくなつたのである。

① 拙稿「コラム 松平定信とロシア」(藤井讓治・伊藤之雄編『日本の歴史』近世・近現代編、ミネルヴァ書房、二〇一〇年)。
② 「鎖国論」(松平定信旧蔵書、天理図書館蔵)。なおこの写本は、太田南畝の写本の系統に属する。

〔付記〕 本稿の作成にあたって、藤井讓治先生にご意見を賜つた。また、天理大学天理図書館・北見市立図書館には、史料の閲覧に際してお世話になつた。記して感謝申し上げたい。本稿は、科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号二二五二〇六七〇)「松平定信の世界観と国家意識」による研究成果の一部である。

(京都大学総合博物館教授)

The Reaction of the Edo Shogunate to the Russian Initiatives
during the Late Edo Period: Matsudaira Sadanobu
and the Policy of “Sakoku”

by

IWASAKI Naoko

The aim of this paper is to clarify the historical significance of the reaction of the Edo shogunate to Russian initiatives during the late Edo period using the documents of Matsudaira Sadanobu.

In 1792 the Russian envoy Laxman sailed into Nemuro hoping to return Japanese castaways by delivering them to Edo. In rejecting Laxman's demands, the Edo shogunate dispatched a high level official to Matsumae to meet with Laxman and declare that Japanese law stipulated that all foreign ships that sailed near the Japanese coastline would be driven off. However, since the shogunate felt an obligation to the emissary who had brought the castaways home and since there was fear of instigating war with a militarily powerful Russia, the shogunate conveyed its readiness to enter into negotiations for the opening of relations and trade if Laxman would voyage to Nagasaki.

It is generally thought that Japan followed the policy of *sakoku* during the Edo period. However, throughout the Edo period it was simply not the case that diplomatic and trade relations with nations other than those that had been designated by the shogunate were not conducted. The policy of not establishing diplomatic relations was adopted in the process of reacting to the approaches made by various Southeast Asian countries in the first half of the 18th century, but in regard to trade the shogunate displayed a permissive attitude. In short, the conveying to Laxman the willingness to negotiate reflected the thinking of the shogunate on foreign relations and international trade that had been built up over the first 150 years of the Early Modern period. If the Russians returned, the shogunate intended to respond to the trade offer, even if it refused diplomatic relations.

Yet it is also true that there were great changes to aspects of the previous foreign policy seen in the response to Laxman. This was that Nagasaki was

now to be the sole port open to ships of various foreign nations. Nagasaki had previously been the port for Dutch and Chinese ships, but it had never been considered as a location that would receive ships from other nations. The shogunate was concerned about the system of coastal defenses for the nation, and Nagasaki was the harbor whose military defenses were most prepared. Thus, it directed the Russians to Nagasaki as the only port that could accommodate foreign ships.

However, when the second Russian envoy Rezanov sailed into Nagasaki in 1805, the shogunate refused not only diplomatic relations but also trade. Dissatisfied, the Russians attacked Japanese strategic points of Etorofu and Karafuto, and the shogunate forces there were defeated. Rumors of the defeat of the shogunate forces immediately spread throughout the country and people's fears were incited while at the same time criticism of the shogunate arose. That criticism grew out of the historical consciousness that Japan had never once been defeated by a foreign country since its founding. The defeat at the hands of the Russian severely injured the authority of the shogunate as rulers of the nation.

The shogunate was reduced to a state in which it had to struggle to restore its authority. In particular, of great significance for the shogunate was the letter that Russians entrusted to the freed hostages who had been captured in the attack, because it stated that if Japan didn't respond to demands for the opening of trade, a large force would be dispatched. News of the letter spread instantly throughout society, and how the shogunate would react became a focal point for the public. Responding to Russian trade demands meant submitting to the Russians. In this manner, the shogunate issued a law ordering that Russian ships be repelled in order to maintain its authority as the rulers of the nation. This signified that the shogunate was proclaiming its will to firmly refuse Russian trade demands for the domestic audience.

The collapse of the Edo shogunate first began when the shogunate bowed to the threat of warships and accepted the letter of the American emissary Perry. Its underlying composition in which the display of a weak-kneed attitude toward a foreign nation resulted in a fatal blow to the legitimacy of the shogunate as national rulers was established when shogunate forces were defeated in the Russian attack.